

令和元年8月30日

岩出市教育委員会 様

岩出市教育委員会評価委員会
委員長 大西 利雄

令和元年度教育委員会事務事業評価に関する意見書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、私たち評価委員は教育委員会の委嘱を受け、令和元年7月30日及び令和元年8月30日の2回にわたり評価委員会を開催した。

評価対象事業は、第2次岩出市長期総合計画の「活力あふれるまち ふれあいのまち」に位置づけられ、教育委員会が作成した平成30年度48事業の内容及び評価について事務局からの説明を受け、質疑応答を行い、その結果を踏まえ評価委員会の意見を取りまとめた。

自己評価は、一部を除きほぼ「期待どおり」とされており、総合評価として課題や今後の対応並びに市教育委員会の方向性等が示されている。なお、「やや下回る」及び「期待以下」と自己評価されている計8事業については、来年度、改善に向けた取組を求めるものである。

教育総務課では、まず優先される、児童・生徒が安全で安心な学校生活を送ることができる教育環境等の整備を引き続きお願いしたい。特に近年各地で発生している自然災害の際、地域の学校は避難所としての機能も今後求められることから、空調設備の充実、トイレの改修等、校舎の老朽化に伴う長寿命化も踏まえ、昨年度に引き続き計画的に整備していただきたい。

また、コミュニティスクールの導入により、家庭・地域と連携しながら地域とともにある学校づくりに努められたい。その上で「確かな学力・豊かな心・たくましい体」といった知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒の育成のために各種事業について、子どもたち一人ひとりの力を保障し伸ばしていただくよう、改善に努められたい。

今後は、新学習指導要領への対応に向け、遺漏のないよう周到な準備をお願いしたい。

生涯学習課では、将来の岩出市を担う児童・生徒の育成という観点も大変重要であり、青少年リーダーをいかにして育てていくかということが今後の課題であると考えている。地域の優秀な人材もたくさんいらっしゃるので、各種団体と連

携し、指導者の発掘と小・中・高・大学生の活躍の場をイベント等に組み込むことにも努力されたい。

同課では、他にも「放課後子ども教室推進事業」や「成人式事業」、「公民館事業」等、幼児から高齢者まで幅広い層を対象とした事業を実施され、生涯学習の推進と振興に努められている。また、「市民運動会」や「岩出マラソン大会」の開催、市民プール・トレーニングルームの運営などを通じ、生涯スポーツの推進にも努められている。今後も、市民の多様なニーズを的確に把握し、そのニーズに合った事業を計画し、実施されるよう期待する。

岩出図書館では、図書館利用促進のために様々なイベントを企画し、入館者数や貸出点数ともに増加している。本館だけでなく駅前ライブラリーや公民館図書室などの分館・分室を市民に活用いただけるよう広報活動により利用促進にも努められているが、市内の小・中学生が岩出図書館本館を利用しやすいよう利便性の向上を図られたい。

引き続き、取組を充実させるとともに、市民全体の読書活動の充実に向けた取組をお願いしたい。

民俗資料館では、岩出市の歴史について学ぶ施設として、学校と連携した取組を今後も進めていただきたい。学校へ出向いて出前授業を行うなど積極的な取組をお願いしたい。

同館は、「ねごろ歴史の丘」周辺施設の一つであり、集客が市の観光促進の一翼を担うことから、各種展覧事業の開催時期の検討や広報活動の充実にも努められたい。その一つとして、「民俗資料館ボランティア」の導入による活性化も検討されたい。

前述のとおり、岩出市教育委員会では、2課2館が連携しながら、確かな学力の育成と文化・スポーツの振興を目指して諸施策を実施されている。

しかし、熱心に取り組まれているこれらの諸施策のうち、市民の皆様には十分浸透・理解されていない施策もあるように感じる。児童・生徒が活躍している様子や教育委員会の重要施策等について、様々な手段を工夫し積極的に広報されるとともに、それぞれの事業の評価については、PDCA サイクルがより明確なものとなるよう期待するものである。

以上、岩出市教育行政のさらなる充実・発展を願いつつ意見書とする。

なお、個別の事務事業についての主な意見は、以下のとおりである。

教育委員会評価委員会の教育委員会評価に対する主な意見

事業区分	主 な 意 見
心豊かな 人が育つ まち	<ul style="list-style-type: none"> ○ いわでアスリートクラブについては、登録者数が過去最高となり小学生の運動機会の確保に繋がっている。指導者についても新たに登録されクラブの拡大が図られている。今後も小学生が楽しんで参加する取組を進めていただきたい。 ○ 適応指導教室事業については、低年齢化する不登校児童・生徒数の削減のために、関係機関との連携を図り、スクールカウンセラーやタブレット端末を活用した学習などの児童・生徒及び保護者への周知を徹底し、入室推進及び入室者の在籍校復帰に向けた取組に尽力されたい。 ○ 要保護・準要保護児童・生徒扶助事業については、給付額を国基準に増額するなど内容の充実が図られている。さらに、入学準備金の事前給付の実施について検討されたい。 ○ 小・中学校施設改修事業については、台風21号の影響で多額の費用が支出され、成果が市民に見える事業である。教育環境の整備や避難所としての機能を兼ね備えた改修（老朽化に伴う長寿命化、トイレ改修など）も計画的に進められたい。 ○ 通学路の整備事業については、引き続き関係機関と合同で可能な限り年度初めの早い時期に点検を実施し、児童・生徒の安心・安全確保に努められたい。 ○ 教材・教具の整備については、学力の向上に必要であると考えられることから、図書も含め今後も充実に努められたい。また、小学校学習指導要領改訂に伴い、英語教育やICT機器など必要な教材・教具の整備に努められたい。 ○ 外国青年招致事業については、令和2年度から小学校で本格実施される英語教育が充実したものとなるよう、今後も児童や教員と積極的に交流し、成果と課題を検証し、効果的に活用していただきたい。
学校環境の 充実（学力 の向上）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学力向上実践研究事業については、視察等研修を重ね、学力向上に向けた具体的な取組を実践し、各種調査においても結果が反映できるよう、児童・生徒の学習意欲や授業改善等に努められたい。
学校教育の 充実（学校 給食の充 実）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒が毎日食べる給食については、安全・安心の徹底に努めるとともに、栄養教諭による食育の充実をお願いしたい。給食費の値上げについては、しっかりとした協議のうえで実施していただきたい。 また、給食費の徴収については、公平性の観点から引き続き現年度の完全徴収への取組を強化していただきたい。
学校教育の 充実（家 庭・地域と の連携）	<ul style="list-style-type: none"> ○ コミュニティスクール事業については、市内8校すべてが学校運営協議会設置から運営までスムーズに実施できるよう準備を進めていただきたい。 また、学校が抱える課題を解決できるよう、具体的な手立てが協議できる人材の確保に努められたい。

教育委員会評価委員会の教育委員会評価に対する主な意見

心豊かな人が育つまち	健全育成のための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校防災訓練や防災ジュニアリーダーについては、防災意識の向上や「自助」、「共助」の意識を高め、必要な技能を身に付けるなど、有事の際のリーダーとして地域で活躍できる生徒の養成に引き続き努められたい。 ○ 和歌山を元気にする職場体験事業については、生徒の社会・地域への視野を広げたり将来の職種選択の幅を持たせたりするためにも引き続き、受け入れ事業所の確保や開拓に努められたい。また、生徒には社会の一員としての責任を確認する上でも、事前・事後学習の充実に努められたい。
	学校教育の充実（家庭・地域との連携）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校支援地域本部事業については、各学校にコミュニティスクールの設置に向けた地域のコーディネーター、ボランティアの人材確保とともに、地域と保護者と学校の連携強化に努められたい。
	健全育成のための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年健全育成事業については、地域や各種団体と連携した活動により、犯罪抑止効果において一定の成果をあげているが、見守り活動の強化を図るため、見守りボランティアを増加するよう図られたい。 ○ 青少年育成市民会議の本部役員の若返り等、人材育成の取組を図られたい。
生涯学習できるまち	生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後子ども教室推進事業については、より多くの地域住民と交流活動ができるよう努められたい。 ○ 公民館事業については、各種教室や活動が行われているが、常に市民の学習ニーズの把握に努め、利用者が気持ちよく活動できる内容に努められたい。
	生涯スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツ推進委員会運営事業については、各種スポーツ大会等の運営に引き続き努められたい。 ○ 生涯スポーツの推進については、市民運動会やマラソン大会等、市をあげてのイベントを実施しているが、今後、気軽に参加できるスポーツイベントなど、市民のニーズにあった充実感のある催しを進めていただきたい。
歴史を守り文化と国際化を育むまち	文化・芸術活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化祭事業については、新たな出品や参加者が得られるよう市内高校生への出品の呼びかけや出品の申し込み方法の見直し等、行ってはどうか。
	歴史・伝統文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伝統ある文化遺産を保全し、伝統文化を未来に継承していくため、地域文化を育成する活動の支援を行い、文化遺産や文化的資源の保護及び活用を図るとともに、市民への普及・啓発に取り組まれたい。
人権が尊重されるまち	人権尊重の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権教育・啓発の推進は、より多くの方に参加いただけるよう庁内の関係部署や、様々な関係機関と連携を図りながら事業を展開されたい。

教育委員会評価委員会の教育委員会評価に対する主な意見

事業区分		主 な 意 見
生涯学習 できるまち	図書館事業の充実（図書館運営事業）	○ 目新しいイベントの実施や積極的な広報活動の結果、入館者数・貸出点数ともに増加している。今後も利用者の利便性の向上を図るとともに、広くPRを行い、さらなる利用者の増加に繋げられたい。
	図書館事業の充実（子ども読書活動推進事業）	○ 「親子読書支援事業」「家族ふれあい読書推進事業」「図書館司書派遣事業」「ビブリオバトル大会」など、児童生徒の学力の基礎となる子どもの読書活動を乳幼児期から高校生まで切れ間なく推進する事業が実施されている。今後も、事業の周知啓発を行うとともに、学校や他部署との連携を密にしながら、効果的に実施できるよう努められたい。
歴史を守り文化と国際化を育むまち	文化・芸術活動の活性化	○ 昔の道具を見たり触れたりすることで、昔の記憶を呼び起こしてもらい、介護予防に役立ててもらうために所蔵品展のポスターの掲載を高齢者福祉施設にも依頼することは良いことと思う。
	歴史・伝統文化の振興	○ 隣接する紀の川市は、子ども歴史学習会の指導者や講演会の参加者として文化財サポーターを活用して成果をあげているので、岩出市民俗資料館も、講演会等の受付を補助する「民俗資料館ボランティア」の導入を検討していく必要がある。

岩出市教育委員会告示第1号

岩出市教育委員会評価等実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価（以下「評価等」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 教育委員会は、評価等に際し、合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行うものとする。

2 評価等の結果は、長期総合計画に基づく実施計画及び予算に反映させるよう努めるものとする。

(評価等の実施)

第3条 各課長は、教育委員会の点検・評価シート（別記様式。以下「シート」）により、自ら所管する事務事業について毎年評価等を行い、教育長に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により教育長に提出されたシートに検討を加え、自ら評価等を行うものとする。

(委員会)

第4条 教育委員会は、前条第2項の評価を行うに当たり、当該評価の客観性を確保するため、教育委員会評価委員会（以下「委員会」という。）を設けるものとする。

2 委員会は、次に掲げる事項について教育委員会に意見を述べるものとする。

- (1) 教育委員会が実施する評価等
- (2) 評価等の方法、公表及び報告書に関すること。
- (3) その他評価等に関する事項

(組織)

第5条 委員会は、委員3人で構成する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評価等の公表)

第8条 教育委員会は、評価等を行った場合は、その結果に関する報告書を作成するものとする。

2 教育委員会は、前項の報告書を議会に提出するとともに、市民にわかりやすい形で公表するものとする。

(市民意見の反映)

第9条 教育委員会は、前条の報告書に関して市民から意見があったときは、その意見を評価等に反映させるよう努めるものとする。

(制度の見直し)

第10条 教育委員会は、評価等を行うに当たり、事務事業の成果を把握する手法その他評価等の方法について、その改善と発展が図られるよう随時見直しを行うものとする。

(雑則)

第11条 この告示に定めるもののほか、評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

